



# 家畜衛生 そうや

宗谷家畜保健衛生所

〒098-5738  
枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8丁目3番地  
電話 01634-2-2106  
FAX 01634-2-4340

## 《 もくじ 》

■ 豚熱(CSF)について …………… 1	■ 令和3年次 監視伝染病発生状況………… 4
■ アフリカ豚熱(ASF)について………… 1	■ 死亡牛のBSE検査について………… 5
■ 高病原性鳥インフルエンザに注意 ……… 2	■ 病性検定について …………… 6
■ 口蹄疫について …………… 2	■ 令和3年度 ヨーネ病自主検査日程 …… 7
■ 飼養衛生管理基準について …………… 3	■ 抗菌性物質の残留事故防止について … 7
■ 令和3年度 家畜伝染病予防法第5条に 基づく検査計画………… 4	■ 着任のあいさつ …………… 8
	■ 職員体制と緊急連絡先 …………… 8



## 豚熱(CSF)について

令和3年6月22日現在、国内では13県68戸の養豚農場において豚熱の発生がありました。また、豚熱に感染した野生いのししも継続的に確認されています。

本病のまん延防止のため、以下の地域は豚熱ワクチンの接種推奨地域に指定され、飼養豚へのワクチン接種を実施しています。原則、豚熱ワクチン接種農場から生きた豚や精液等の移動はできませんので、導入する場合は、導入元農場のワクチン接種状況等について、よくご確認ください。

### 【ワクチン接種推奨地域】

青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県
群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県
福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県
京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	岡山県	沖縄県

令和3年6月22日現在



## アフリカ豚熱(ASF)について

現在、国内での発生はありませんが、近隣アジア諸国では急激に感染が拡大しています。国内への侵入リスクは依然として高い状況で、農林水産省 動物検疫所においても水際検疫が強化されています。海外からの畜産物の違法な持ち込みへの対応は厳格化されていますので、ご注意ください。

※実際に、日本へ持ち込まれた肉製品等から、アフリカ豚熱ウイルスが検出されています。

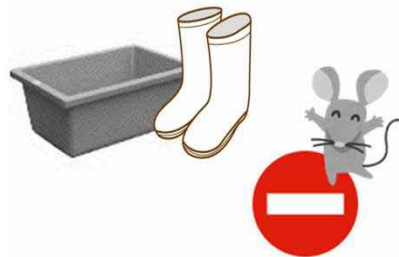


## 高病原性鳥インフルエンザに注意

令和2年度、北海道での発生はありませんでしたが、国内では18県52例の発生がありました。また、北海道を含む18道県58例において、野鳥から本病のウイルスが確認されています。渡り鳥のシーズンは終わりましたが、引き続き警戒が必要であることから、飼養衛生管理の自己点検や消毒の徹底、鶏舎設備の再点検・修繕等、予防対策を万全にさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

農場への侵入防止対策の確認ならびに異常発見時の早期通報の徹底をお願いします。

- ★ 部外者の衛生管理区域への立入禁止
- ★ 野鳥など野生動物の侵入防止  
(防鳥ネットや鶏舎の破損状況を点検し、野生動物の侵入経路となる穴や隙間は塞ぎましょう)
- ★ 農場出入口及び鶏舎出入口での消毒徹底  
(消石灰の散布や消毒槽を設置しましょう)
- ★ 毎日の健康観察の強化  
(死亡率の増加や異常を認めた場合は、速やかに家畜保健衛生所へ通報してください)



## 口蹄疫について



韓国、北朝鮮、ロシア、中国などのアジア周辺諸国においては、口蹄疫が継続的に発生しています。国内への侵入リスクは高い状況が続いていることから、本病の侵入防止の取り組みとして、空港や港では動畜産物の検疫や消毒を実施しています。

畜産関係者の皆様には、毎日の地道な健康観察による早期発見・通報と飼養衛生管理基準の遵守を引き続きお願いします。

### 牛の口蹄疫の特徴的な症状



泡沫性のよだれ



口唇：破れた水ぶくれ



口腔：破れた水ぶくれ



蹄：破れた水ぶくれ



乳頭：水ぶくれ

(写真提供：宮崎県)

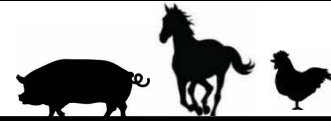
海外での口蹄疫発生状況は、農水省HPで随時更新されています

農水省 口蹄疫

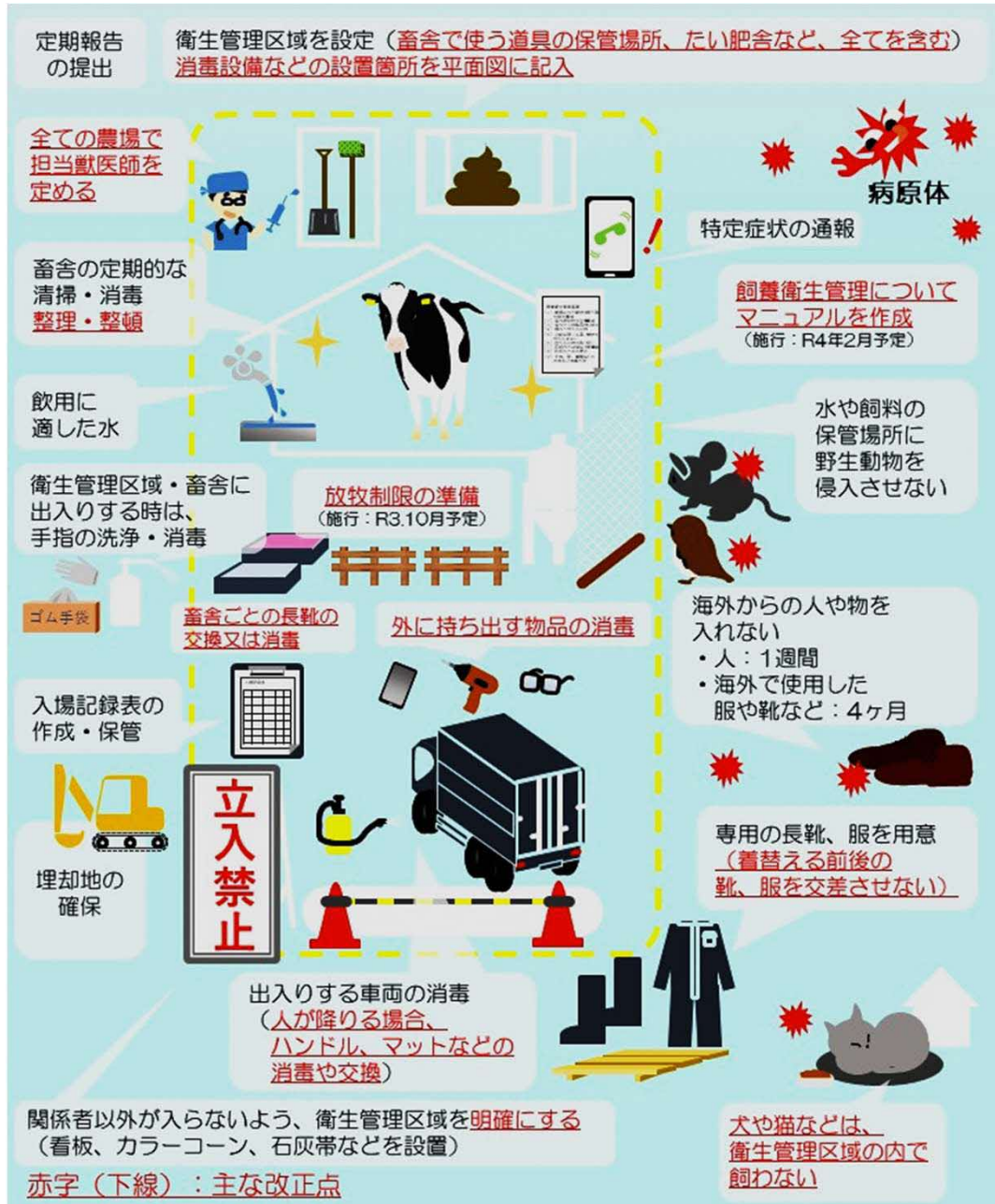




# 飼養衛生管理基準について



家畜の伝染病を予防するためには、日頃から適切な飼養衛生管理を行うことが重要です。令和2年6月30日付けで、所有者がその家畜の飼養に関して最低限守るべき衛生管理の基準（飼養衛生管理基準）が改正されました。（下図：牛などの飼養衛生管理基準）



## 【今後、追加される予定の項目】

- ・飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者への周知徹底（令和4年2月）
- ・放牧制限の準備（令和3年10月）  
放牧の停止または制限があった場合に備えた、家畜を収容できる避難用設備の確保又は出荷若しくは移動のための準備措置

**引き続き、飼養衛生管理の再確認及び遵守をしてください**

農林水産省のホームページに飼養衛生管理基準の詳細が掲載されています  
[https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku\\_yobo/k\\_shiyou/index.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/k_shiyou/index.html)



## 令和3年度 家畜伝染病予防法第5条に基づく検査計画



令和3年度の家畜伝染病予防法第5条に基づく検査は、次のとおり計画しています。  
 該当市町村の飼養者と関係機関の皆様には、安全で円滑な検査へのご協力をお願いします。

検査の種類	検査対象		当該市町村	予定時期
牛のヨーネ病	乳用牛	24か月齢以上の搾乳の用に供する雌牛	枝幸町	9～12月
	肉用牛	24か月齢以上の繁殖の用に供する雌牛		
牛海綿状脳症 (BSE)	死亡牛	通常の死亡牛 (96か月齢以上) 起立不能牛 (48か月齢以上) 特定症状牛 (全月齢)	管内一円	通年
高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ	採卵鶏	家きん100羽以上 (だちょうの場合は10羽以上) を飼育する農場で、家畜保健衛生所長が指定するもの	稚内市	11月
腐蝕病	蜜蜂	定飼及び転飼している全蜂群	管内一円	8月



## 令和3年次 監視伝染病発生状況



	畜種	病名	北海道(注1)		宗谷管内(注2)	
			戸数	頭数	戸数	頭数
家畜伝染病	あひる	高病原性鳥インフルエンザ (疑似患畜)	1	637		
	牛	ヨーネ病	93	273	6	18
届出伝染病	牛	牛ウイルス性下痢	19	41		
		牛伝染性リンパ腫	109	117	17	19
		と場発生	/		/	
		サルモネラ症	17	84	2	23
		破傷風	2	2		
		伝染性鼻気管炎	3	9		
		牛丘疹性口内炎	2	8		
		ネオスポラ症	1	2		
	馬	馬鼻肺炎	11	14		
	豚	豚丹毒	5	47		

(注1) 2021年1月～4月末現在 (注2) 2021年1月～6月末現在



# 死亡牛のBSE検査について

死亡牛の届出及びBSE検査の受検は、牛海綿状脳症対策特別措置法 第6条で義務づけられています。検査対象牛が、適切かつ迅速にBSE検査を受検するために、牛の飼養者及び獣医師の皆様には、以下の内容についてご留意願います。

## 飼養者の皆様

- ◆ 飼養牛が死亡し獣医師の検案を受けた後は、回収業者へ連絡して速やかに死体を搬出してください。（回収が遅れると死体が腐敗し、BSE検査の採材が困難になります）

## 獣医師の皆様

- ◆ 死亡牛を検案したら速やかに家畜保健衛生所へ届出をお願いします。  
 [ 死亡牛の届出は、遅滞なく行うよう法律で定められています。  
 検案した牛の死亡獣畜処理指示書は、速やかに当所へ送ってください。 ]
- ◆ 死亡獣畜処理指示書には、**要（BSE検査対象牛）**、**否** を正確に記入してください。  
 [ 回収業者は指示書の記載内容を確認して、死亡牛をBSE検査室に運搬しています。  
 検査漏れを防ぐためにも、書き間違い・記入漏れの無いようにお願いします。 ]

\*対象月齢、対象疾病については、下記のフローチャートを参考にしてください。

### 死亡(処分)牛検案における確認フローチャート

<STEP 1～特定症状牛その1～> 下記疾病と診断された牛ですか？

ヒストフィラリア感染症 リステリア症 大脳皮質壊死症 脳炎 脳脊髄炎 髄膜炎 旋回病  
閉鎖神経麻痺 大腿神経麻痺 坐骨神経麻痺 脳腫瘍 脊髄腫瘍 末梢神経系腫瘍 下垂体腫瘍

NO!

YES!

<STEP 3～起立不能牛～> 下記疾病と診断された牛ですか？

低Ca血症 Mg欠乏症 乳熱 ダウナー症候群  
頸髄症 変形性脊椎症 脳軟化症 てんかん  
顔面神経麻痺 三叉神経麻痺 肩甲上神経麻痺 橈骨神経麻痺  
腓骨神経麻痺 脛骨神経麻痺 その他の末梢神経麻痺

NO!

YES!

<STEP 2～特定症状牛その2～>  
特定症状（※）があった牛ですか？

NO!

YES!

<STEP 4～月齢確認～>  
通常の死亡牛

<STEP 5～月齢確認～>  
起立不能牛

以上 96ヶ月齢 未満

未満 48ヶ月齢 以上

**検査対象** **要**

**非検査対象** **否**

**検査対象** **要**

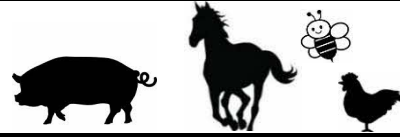
**検査対象** **要**

※特定症状（STEP 2）

- ・興奮しやすい
- ・音、光、接触等に対する過敏な反応
- ・群内序列の変化
- ・搾乳時の持続的な蹴り
- ・頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
- ・扉、柵等の障害物におけるためらい



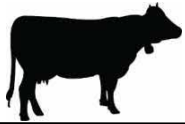
# 病性検定について



- 1 検査依頼時にお願いたいこと  
○検査依頼前に家保への連絡（電話またはFAX）  
○検査依頼票とカルテの写しを検査材料に添付
- 2 各検査の材料および留意点（☆：当所で主に行っている健康検査方法）

検査目的	搬入材料	検査方法・項目	留意点
疾病別	ヨーネ病	血清	☆抗体検査 検査対象月齢：6か月齢以上 （6か月齢未満：糞便による遺伝子検査） 抗体陽性となった場合：糞便による遺伝子検査
		糞便	遺伝子検査 直接鏡検 糞便はピンポン玉大以上の量を採材してください 発症を疑う場合にお願いたいこと ・迅速な診断のため、材料は速やかに当所へ搬入してください ・搾乳牛の場合、採材時点から検査結果判明まで、当該牛の生乳の出荷を自粛するよう、飼養者へ指導してください
	サルモネラ	糞便	☆細菌培養 健康検査は綿棒1本で検査可能です（右写真参照） 発症疑いの場合、糞便はピンポン玉大以上の量を採材してください 
	牛伝染性リンパ腫（BLV）	血清	☆抗体検査 検査対象月齢：6か月齢以上 （6か月齢未満：血液による遺伝子検査）
		血液 〔血液塗抹〕	遺伝子検査 白血球数 白血球百分比 血液は時間経過による劣化で白血球像の観察が困難となります。採材当日に搬入できない場合は塗抹標本を作成し、血液と併せて送付してください
	牛ウイルス性下痢（BVD）	血液 血清	☆遺伝子検査 6ヶ月齢未満の場合は、血液（全血） 6ヶ月齢以上の場合は、血清が必要です
原因検索	呼吸器病	鼻汁 スワブ	細菌学的検査 ウイルス学的検査 綿棒は1頭につき3本以上（ウイルス検査、細菌検査、マイコプラズマ検査）採材し、綿球部分は乾燥しないように滅菌水または滅菌生食に浸漬してください（右写真参照） 
		血清	抗体検査 後血清は約3週間後に採材してください
	下痢	糞便	細菌学的検査 ウイルス学的検査 寄生虫学的検査 糞便はピンポン玉大以上の量の採材してください
	異常産	胎子 胎盤 血清	細菌学的検査 ウイルス学的検査 寄生虫学的検査 病理組織学的検査 集団発症の場合は複数頭を採材してください

- ✓ 検査材料の量不足や劣化等により、追加採材や検査不適となる場合があります。
- ✓ 上記以外の疾病についても、事前に当所へご相談ください。
- ✓ 検査方法や材料等で不明・疑問点がありましたら、お気軽にご連絡ください。



## 令和3年度 ヨーネ病自主検査日程

令和3年度の検査日程は、表のとおり実施しますので、受付締切日までに当所へ検体の搬入をお願いします。

検査対象：6か月齢以上

検査手数料：4,010円/頭

### 【留意事項】

- ◆ 採材時に生後6か月齢以上であることを必ず確認して下さい。
- ◆ 検体搬入（又は送付）の際は、牛の個体識別番号、採材年月日、採材獣医師名を明記した書類（検査依頼票など）を添付して下さい。
- ◆ やむなく指定した日以外で検査を希望する場合は、速やかに家保へ連絡して下さい。
- ◆ 直前に検査を依頼した場合は、検査を実施できない場合があります。

	受付締切日	検査日
7月	6日（火）	7日（水）
	20日（火）	21日（水）
8月	3日（火）	4日（水）
	17日（火）	18日（水）
9月	8月31日（火）	9月 1日（水）
	14日（火）	15日（水）
	28日（火）	29日（水）
10月	12日（火）	13日（水）
	26日（火）	27日（水）
11月	9日（火）	10日（水）
	22日（月）	24日（水）
12月	7日（火）	8日（水）
	16日（木）	17日（金）
R4.1月	5日（水）	6日（木）
	18日（火）	19日（水）
R4.2月	1日（火）	2日（水）
	15日（火）	16日（水）
R4.3月	1日（火）	2日（水）
	15日（火）	16日（水）



## 抗菌性物質の残留事故防止について

宗谷管内の生乳の抗菌性物質残留事故は、**令和2年度は3件の発生**がありました。主な発生原因はマーキングが**1カ所のみ**や**不鮮明**であったこと、**情報共有の不足**によるものでした。

また、畜肉での発生も1件あり、**残余薬の不適切な投与**によるものでした。今年度は、5月末現在1件の発生があり、例年、**農業繁忙期（5～10月）に発生が増える傾向**がありますので、安心・安全な畜産物の生産・流通のため、**残留防止対策を徹底**するようお願いいたします。

### 残留防止対策の留意事項

- ★ **マーキング**は、良く見える場所にはっきりと**2カ所以上**
- ★ 投薬した場合は**記録**を残し、**作業員全員で情報を共有**
- ★ 搾乳前に**投薬記録**と**マーキング**を必ず確認
- ★ 自己判断による残余薬の投与は絶対に行わない
- ★ 必要に応じ、検査キット等を用いた生乳出荷前の自主検査の実施



## 着任のあいさつ



指導課 指導課長 梅澤直孝

十勝家保から異動してきました梅澤です。浜頓別へは釣りなどで何回か訪れたことはありましたが、道北に住むのは初めてです。これから宗谷地域を存分に満喫したいと思います。管内の家畜衛生の向上に貢献できるよう努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

予防課 主査(危機管理) 竹花 妙恵

4月に網走家畜保健衛生所から異動してきました竹花です。道北に住むのは初めてですが、趣味のマラソンをとおして道北の自然を満喫しております。家畜の伝染病防疫対策で宗谷管内の畜産へ貢献できるよう尽力を尽くしたい所存です。よろしくお願いいたします。

### 転出者について

指導課	倉林 伸明	渡島家保へ移動
予防課	稲垣 華絵	檜山家保へ移動
予防課	原 希和子	釧路家保へ移動

管内関係機関の皆様  
お世話になりました！



## 職員体制と緊急連絡先

### 宗谷家畜保健衛生所

〒098-5738 枝幸郡浜頓別町緑ヶ丘8丁目3番地

所長	菅野 宏
次長	黒澤 篤

#### 予防課

#### 指導課

予防課長	横井 佳寿美
主査(危機管理)	竹花 妙恵
専門員	津坂 健晃
獣医師	井澤 将規
獣医師	大塚 円花

指導課長 梅澤 直孝

【電話】 01634-2-2106 (平日)、090-9522-0431 (土日・夜間・祝日)  
 【FAX】 01634-2-4340  
 【E-mail】 soya-kaho.11@pref.hokkaido.lg.jp  
 【HP】 <http://www.souya.pref.hokkaido.lg.jp/ds/khe>